

# 組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則

富山県学校生活協同組合

## 第1章 目的

### (目的)

第1条 富山県学校生活協同組合（以下「学校生協」という）の組合員が学校生協の事業を利用することに関して、以下のとおり定めるとともに、さらにその利用代金支払いに関しても以下のとおり定める。

## 第2章 事業の利用

### (利用限度額)

第2条 組合員の一回当たりの利用限度額を30万円とする。

2. 組合員の一回払い及び分割払いの合計の利用限度額（年間）を100万円とする。
3. 特約指定店、ハウジング会指定店で利用で、当該指定店と直接決済する場合は、本条の規定は適用しない。
4. この規則にかかわらず、なお利用を必要とする場合は、別途、事前に協議を行う。

### (換金、転売等の目的外利用の禁止)

第3条 組合員は、換金や転売等の学校生協事業の本来の目的から逸脱する不正または不当な利用を行ってはならない。

### (事業の利用停止)

第4条 定款第3条「事業」の定めるところ以外の目的外利用と認められる場合は、学校生協は、組合員に通知することなく事業の利用を停止することができる。

2. 本規則第2条「利用限度額」の定めに違反する場合には、学校生協は、組合員に通知することなく事業の利用を停止することができる。
3. 本則第3条「換金、転売等の目的外利用」の事実を認めた場合には、学校生協は、組合員に通知することなく事業の利用を停止することができる。
4. 本則第7条「支払い義務」第1項の定めに違反する場合には、学校生協は、組合員に通知することなく事業の利用を停止することができる。

(事業の利用停止の解除)

第5条 本規則第4条に抵触する理由が解消したとき及び組合員が債務を完遂したときは、学校生協は事業の利用の停止を解除することができる。

(所有権の留保)

第6条 組合員が利用代金の支払いが完了するまでは、当該商品等の所有権は、学校生協に留保されるものとする。

### 第3章 利用代金の支払い

(支払い義務)

第7条 組合員は、利用代金を遅滞なく支払う義務を有する。

2. 学校生協グループ保険の保険料については、所定の期日を超えてなお入金がないときは、本人に通知の上で、脱退の扱いとする。

(支払い方法)

- 第8条 一回払い、分割払いにおける支払いの方法は、原則、給与引き去りまたは、口座振替払いとする。なお、口座登録手続き完了までは、指定の振り込み用紙にて支払うものとする。
2. 分割払いの方法は、「指定店による販売及び支払いに関する規程」に定める方法とする。
  3. 住宅等の利用に際しては、当該指定店と直接決済することができる。ただし当該指定店は、遅滞なく利用報告をしなければならない。

(手数料)

- 第9条 利用代金が、所定の期日をこえても入金されないときに、請求書を再発行する場合は、手数料を加算する。
2. 前項に定める請求書の再発行のための手数料は、100円(税抜き)とする。
  3. 前各項に定める手数料は、請求書を再発行するたびに加算する。

(組合員資格喪失時の支払い方法)

第10条 組合員が脱退する場合は、利用代金の残額を速やかに一括して精算しなければならない。

(期限の利益の喪失)

第11条 組合員は、利用代金の支払いを怠った場合は、学校生協からの通知・催告を

要せずに、当然に期限の利益を失い、直ちに残金を一括して支払わなければならない。

(連帯保証人、公正証書)

第 1 2 条 本規則第 7 条、第 8 条に定める支払いを履行できないと認められたときは、当該組合員は支払いの債務を保証する連帯保証人と連署の返済計画を提出しなければならない。

2. 前項の場合には、返済計画書内容等を公正証書に記載し、併せて執行認諾の文言を記載する。

(除名)

第 1 3 条 この規則にもかかわらず、支払い義務の不履行が認められる場合には、定款 1 2 条の定めにより総代会の議決によって除名することができる。

附則

(合意管轄)

第 1 4 条 この規則に関わる一切の訴訟については、富山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(通知)

第 1 5 条 この規則は、組合員に配付するほか、ホームページに掲載するものとする。

(改廃)

第 1 6 条 この規則の改廃は、理事会にて行う。

附則

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。